

瀬戸市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第12号

瀬戸市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

瀬戸市下水道事業受益者負担金条例（昭和57年瀬戸市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、 <u>公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく受益者負担金及び分担金（以下「負担金」という。）の賦課及び徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(4)まで <省略> (5) <u>区域外流入 瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号）第4条の規定による確認を受けて排水設備を設け、排水区域以外の土地からの汚水（下水道法第2条第1号に規定する汚水をいう。）を公共下水道へ流入させることをいう。</u> (賦課対象区域の決定等)	(趣旨) 第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条 <u>の規定に基づき、都市計画事業として執行する下水道事業に係る受益者負担金（以下「負担金」という。）の賦課及び徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(4)まで <省略> (賦課対象区域の決定等)

第4条 <省略>

(区域外流入の申請等)

第4条の2 区域外流入をしようとする土地の所有者(地上権等の目的である土地については、その地上権等を有する者)は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

(負担金の賦課)

第5条 <省略>

2 <省略>

3 第1項の規定にかかわらず、区域外流入の土地に係る負担金は、前条の規定により市長の許可を受けた日(以下「許可日」という。)現在において、当該許可を受けた者(以下「許可者」という。)に賦課する。

(負担金の額等)

第6条 <省略>

2 前項の規定にかかわらず、区域外流入の土地に係る負担金の額は、許可日現在において許可者が許可を受けた土地の地積に1平方メートル当たり600円を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)から、当該額を20で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に1.695を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、当該額が25万円を超えるときは25万円)を差し引いた額とする。

3 前2項の負担金の額には、受益者が所有し、又は地上権等を有する土地及び許可者が許可を受けた土地における排水施設の設置に要する費用は含まれない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により負担

第4条 <省略>

(負担金の賦課)

第5条 <省略>

2 <省略>

(負担金の額等)

第6条 <省略>

2 前項の負担金の額には、受益者が所有し、又は地上権等を有する土地における排水施設の設置に要する費用は含まれない。

3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定

<p>金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額その他必要な事項を当該受益者及び当該許可者に通知しなければならない。</p> <p>(負担金の納期)</p> <p>第7条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、区域外流入の土地に係る負担金の納期は、許可日から1月を経過する日までの期間とする。</u></p> <p>(延滞金)</p> <p>第12条 <省略></p> <p><u>(区域外流入に係る準用)</u></p> <p><u>第12条の2 第10条及び第12条の規定は、区域外流入の土地に係る負担金について準用する。この場合において、同条中「受益者」とあるのは、「許可者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>めたときは、遅滞なく当該負担金の額その他必要な事項を当該受益者に通知しなければならない。</p> <p>(負担金の納期)</p> <p>第7条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>(延滞金)</p> <p>第12条 <省略></p>
---	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。